

所 管 事 項 調 査

目 次

	ページ
1 子ども・子育て支援金制度について	2～7
2 国民健康保険税に係る制度改正について （子ども・子育て支援納付金課税分の新設）	8～9

こ ど も 部
市 民 健 康 部
令 和 7 年 9 月

1 子ども・子育て支援金制度について

(1) 背景

少子化・人口減少が危機的な状況にある中、国は「こども未来戦略」（R5.12.22閣議決定）を策定

こども未来戦略〔加速化プラン〕

- ・ 年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充
- ・ 子育ての負担を軽減して少子化トレンドを反転



「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、医療費等の負担軽減、高等教育費の負担軽減、個人の主体的なり・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁（106万円／130万円）」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

妊娠期からの切れ目ない支援の拡充、幼児教育・保育の質の向上、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充、新・放課後子ども総合プランの着実な実施、多様な支援ニーズへの対応

3. 共働き・共育ての推進

男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援

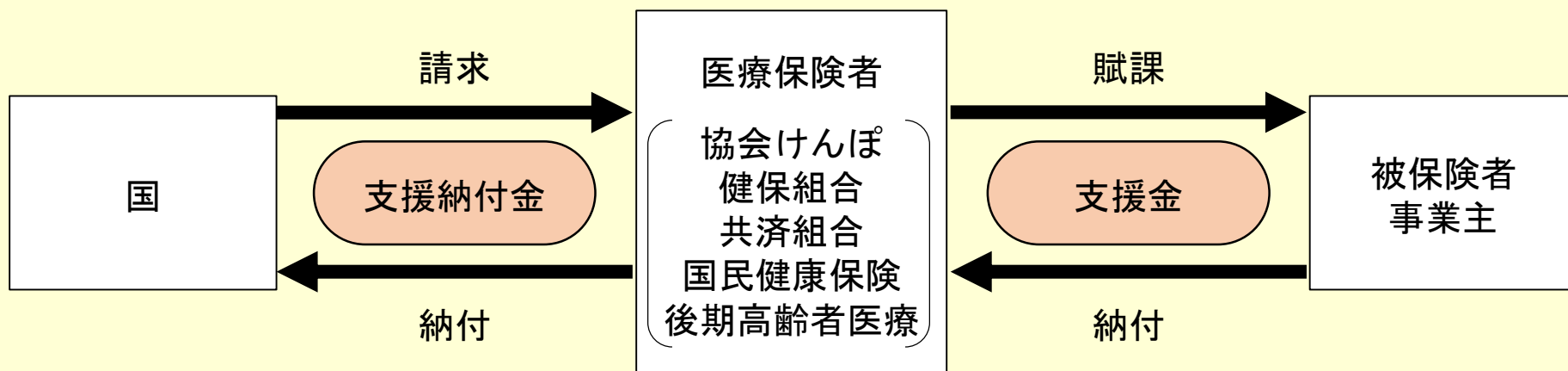
4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- 経済政策と調和した財政枠組みとし、若い世代が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保
- 少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、子ども・子育て支援金を拠出いただく

※歳出改革と賃上げで社会保険負担軽減の効果を生じさせ、子ども・子育て支援金による実質負担が生じないようにする。

(2) 制度の概要 ※子ども・子育て支援法の一部改正（R8.4.1施行）

- ・ R8年度～ 国が医療保険者から支援納付金を徴収
医療保険者が被保険者から支援金を徴収
- R10年度まで段階的に導入
(R8年度0.6兆円、R9年度0.8兆円 R10年度1兆円)



- ・ R6～10年度 国は、安定財源を確保するまでの間のつなぎとして、子ども・子育て支援特例公債を発行

子ども・子育て支援特別会計（R7年度創設）

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

(3) 加速化プランの財源イメージ

【歳出面】 加速化プラン完了時点 **3.6兆円**

経済的支援の強化

1.7兆円

全てのこども・子育て世帯を
対象とする支援の拡充

1.3兆円

共働き・共育での推進

0.6兆円

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

既定予算の最大限の活用等

1.5兆円

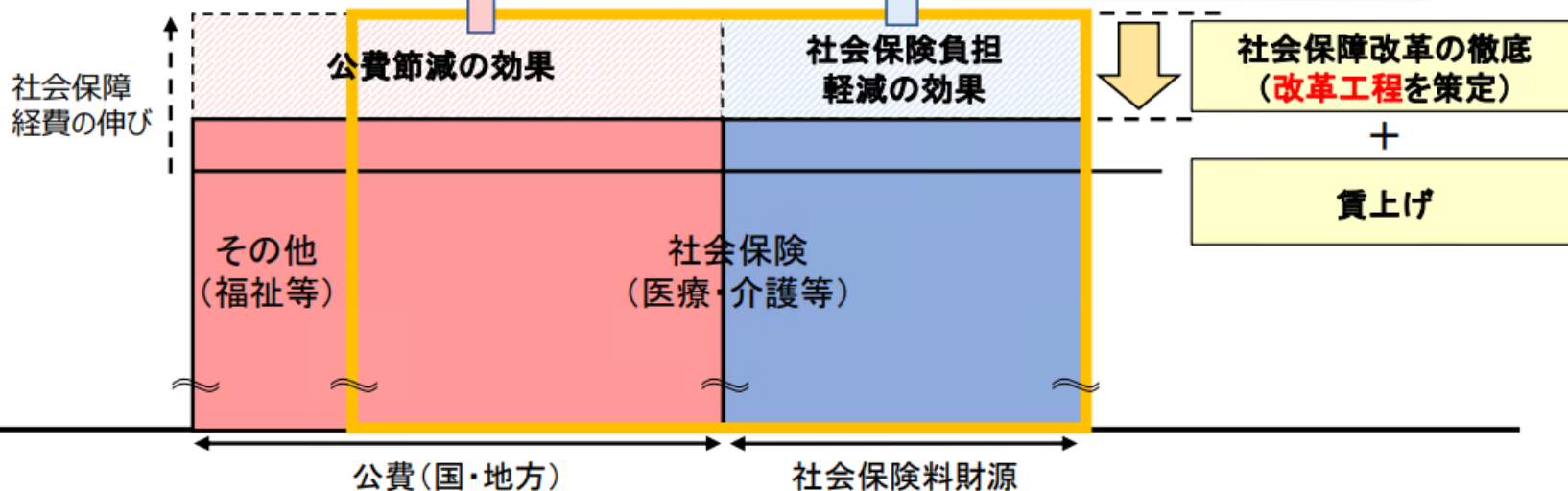
歳出改革の徹底等

1.1兆円

1.0兆円

予算を通じて支出

社会保険制度を通じて拠出する
仕組みを創設(支援金制度)



(4) 子ども・子育て支援金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額)

こども家庭庁資料抜粋

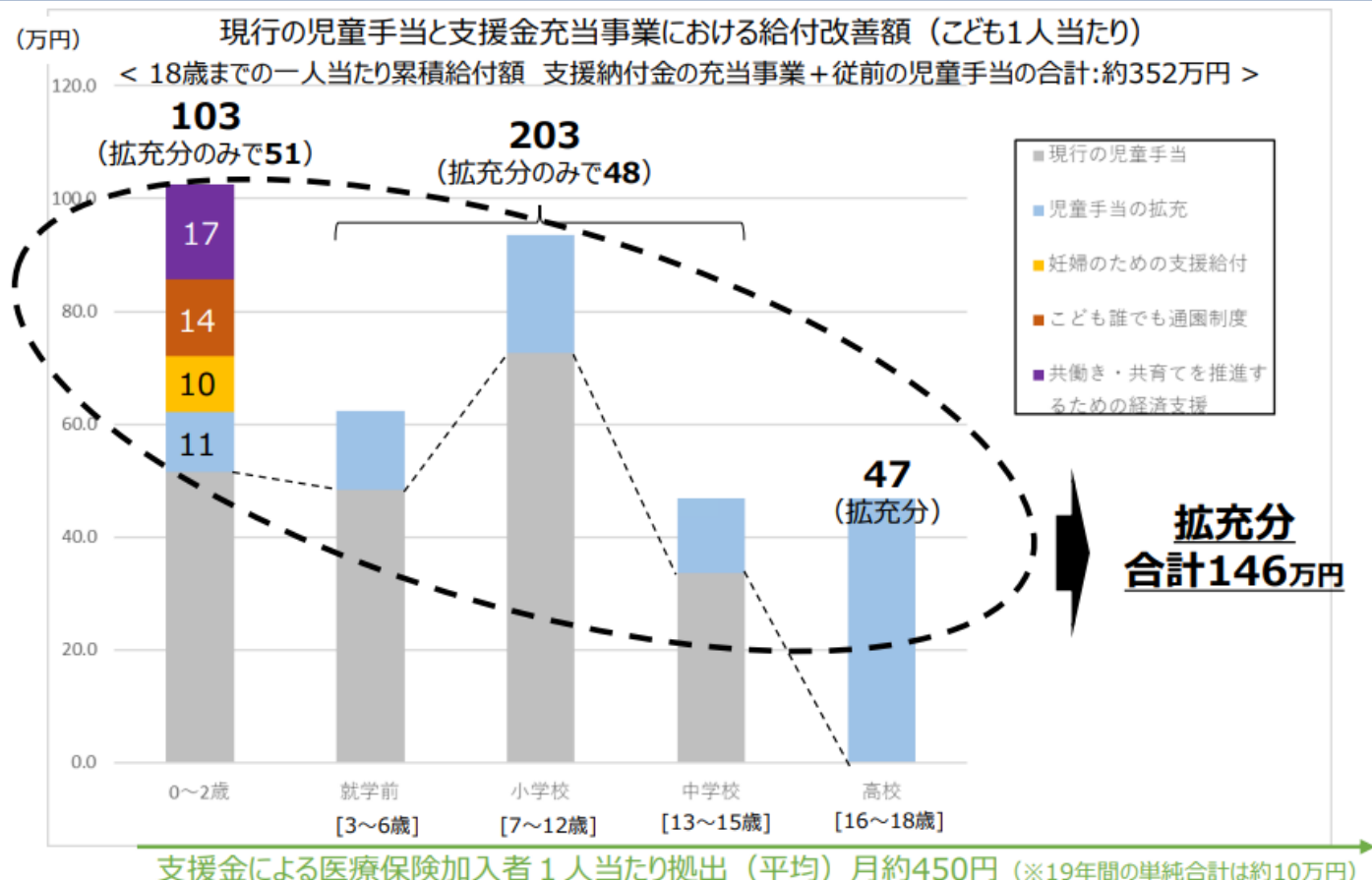
区 分	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人 当たり医療保険料額 (令和3年度実績)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円	400円	500円	10,800円
協会けんぽ	250円	350円	450円	10,200円
健保組合	300円	400円	500円	11,300円
共済組合	350円	450円	600円	11,800円
国民健康保険	250円 (参考)一世帯当たり 350円	300円 (参考)一世帯当たり 450円	400円 (参考)一世帯当たり 600円	7,400円 (参考)一世帯当たり 11,300円
後期高齢者医療	200円	250円	350円	6,300円

(5) 支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額

○ 子ども・子育て支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、こども誰でも通園制度、共働き・共育を推進するための経済支援）について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。

※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



【参考1】

こども・子育て 応援MAP

こども家庭庁資料抜粋

23年4月～
42万円 ▶ 50万円
出産育児一時金

拡大中
産後ケア
裏面の1へ

24年10月～
**児童手当★
拡充**
裏面の2へ
**児童扶養
手当拡充**
裏面の4へ

出生後一定期間内での
両親の育児休業取得を応援
★育休給付の給付率 UP
手取り10割相当に
25年度～

**男性
育休
推進**
裏面の3へ

子育て世帯へ
今後10年間で
30万戸確保

**住宅
支援**

公営住宅優先入居
民間住宅
ストック活用

時短勤務時の
賃金の10%
を支給

25年度～

★**時短
給付**
裏面の3へ

保育士の
配置基準改正と
処遇改善も

ラット35の
金利下げも
24年2月～

住宅支援でひろひろ子育て

妊娠

**伴走型相談
支援スタート**

出産

★**10万円の
経済的支援**

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

26年10月～
★**自営業・フリーランス等の
育児期間の国民年金保険料免除**

働いていなくても
時間単位で通える

**放課後
児童クラブ
拡充**
裏面の5へ

**小学校
入学**

**看護
休暇**

**障害児等の
地域での
支援を強化**
裏面の5へ

26年度～全国実施
★**こども誰でも
通園制度**
裏面の1へ

こども・若者の
安全・安心な
居場所づくり
裏面の5へ
**医療費等
負担軽減等**

**中学校・
高校入学**

24年10月～
**児童手当
延長★**
裏面の2へ

ひとり親等の
こどもへの
学習支援
裏面の4へ

**大学
入学**

24、25年度～
**大学等の授業料等
減免支援拡大**
裏面の6へ

修士段階の
学生に導入

24年秋～

**授業料
後払い
制度**

3.6兆円

UP

こども一人当たり
子育て支援（GDP比）は
OECDトップ水準の約16%に

※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

各施策の詳細はこちら



2 国民健康保険税に係る制度改正について(子ども・子育て支援納付金課税分の新設)

(1) 子ども・子育て支援金の賦課・徴収

国は、医療保険料(税)とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や政省令の整備等を進めているところである。

ア 医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者が設定する。

イ 国民健康保険(及び後期高齢者医療制度)においては、以下の措置を設ける。

(ア) 低所得者に対する軽減措置 (※現行保険料(税)の7割・5割・2割軽減措置に準じる形で実施)

(イ) 一定の支払い限度を設ける措置 (※現行保険料(税)の課税限度額に準じる形で実施)

ウ 国民健康保険については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る「子ども・子育て支援金分の均等割額」の10割軽減の措置を講じる。

エ 医療保険者への財政支援として、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講じる。

【参考2】子ども・子育て支援金制度導入後の国民健康保険料(税)賦課総額の内訳

1 基礎課税額			2 後期高齢者支援金等課税額			3 介護納付金課税額 (40～64歳)			4 子ども・子育て支援納付金課税額		
所得割額	平等割額	均等割額 (注1)	所得割額	平等割額	均等割額 (注1)	所得割額	平等割額	均等割額 (注1)	所得割額	平等割額	均等割額 (注2)
現 行									新設 (令和8年4月～)		

(注1) 「未就学児にかかる5割軽減措置」は現行とおり適用。

(注2) 上記ウ記載のとおり「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこども」については10割軽減措置を適用。

(2) 今後の対応及びスケジュール(案)

ア 今後の対応

(7) 国民健康保険税条例の改正議案及びシステム改修等経費に係る補正予算案の提出

制度への対応のため、条例改正議案及び補正予算案を提出する。なお、関連政令の公布が令和7年12月末から翌年1月末の予定となっており、このままではシステムの改修が令和8年度国保税の課税計算時期に間に合わないため、同改修等に係る経費の補正予算案を条例改正議案に先駆けて11月市議会へ提出したい。

- a システム改修等経費に係る補正予算案 令和7年11月市議会（予定）
- b 国民健康保険税条例の改正議案 令和8年2月市議会（予定）

(イ) 補正予算に係る財源・・・子ども・子育て支援事業費補助金（国費・補助率 10/10）の活用を予定

(ウ) 補正予算の内容（案）

- a 国民健康保険システムの改修（賦課・徴収事務に対応するため、システム機能を追加するもの）
- b 制度周知・広報用リーフレットの作成
- c 国民健康保険税計算ツールの改修（国保窓口等幅広く使用中の国保税額試算ツールを改修するもの）

イ スケジュール(案)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
補正予算案 審議	■ 11月議会 ➡					
a 国民健康保険システム 改修			➡			
b リーフレット印刷、制度周知・広報			➡			
c 国民健康保険税計算ツール 改修			➡			
国民健康保険税条例改正案 審議		政令公布(予定) ●		■ 2月議会 ➡ ● 施行		